

# 令和2年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

## 募 集 要 項

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

### ◆事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し職業訓練資金を貸付し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

### ◆貸付の対象者

三重県内に住民登録をしており、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方

＜入学準備金＞令和2年度に養成機関に入学した方

＜就職準備金＞令和元年度末以降に養成機関の課程を修了し、資格を取得（見込みを含む）して就職が内定または決定した方

※本貸付は「保育士修学資金貸付事業」または「介護福祉士等修学資金貸付制度」との併用不可

※入学準備金は「専門実践教育訓練給付金」または「自立支援教育訓練給付金」との併用不可

### ◆貸付額と利子

(1) 貸付額は、入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内です。（1000円単位）

(2) 利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、認められた猶予期間中は無利子とし、猶予期間経過後は年利1%です。連帯保証人の有無に関わらず返還しなければならない日までに返還しなかったときは、年3%の延滞利子を徴収します。

### ◆貸付決定と貸付金の交付

申請書類を審査し、貸付の採否を申請者宛てに通知します。貸付決定者からの借用書等を三重県社会福祉協議会が受領後、指定口座へ振り込みます。入学準備金は養成機関入学後、就職準備金は原則、就職後に交付します。

### ◆返還の免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、三重県内において取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事（1週間の所定労働時間が20時間以上とする）したときは、貸付金の返還が免除されます。ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

### ◆今年度貸付予定人数

入学準備金 50人 就職準備金 50人

### ◆申請受付期間

(1) 令和2年 3月 2日（月）～ 令和2年 4月 30日（木）（当日消印有効）

【対象】入学準備金は令和2年4月入学者、就職準備金は令和2年3月卒業者

(2) 令和2年 9月 1日（火）～ 令和2年10月 30日（金）（当日消印有効）

【対象】入学準備金は令和2年10月入学者、就職準備金は令和2年9月卒業者

※いずれも受付期間終了後の申請については三重県社会福祉協議会までご相談下さい

## ◆申請時の必要書類

貸付を希望する方は、下記の「◆申請書類提出先・問い合わせ先」にご提出下さい。

### <申請者の共通書類>

- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）（+利用計画書（別記参考））
- ・個人情報の取扱いに関する同意書（第2号様式）
- ・誓約書（第3号様式）
- ・世帯全員分の住民票（発行から3か月以内でマイナンバーと住民票コード以外全て記載）
- ・身分証明書の写し（運転免許証、パスポート等の顔写真付）

### <入学準備金>

- ・「高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書」の写し

訓練促進給付金の支給決定に時間を要するときは、本貸付申請時に「高等職業訓練促進給付金の支給申請書（市町等の訓練促進給付金申請窓口の受付印があり、マイナンバーを伏せたもの）」の写しで代用できます。「高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書」が届き次第、支給決定通知書の写しをご提出下さい。

- ・養成機関入学が確認できる書類（在学証明書または、入学許可証の写し）

### <就職準備金>

- ・「高等職業訓練修了支援給付金の支給決定通知書」の写し

修了支援給付金の支給決定に時間を要するときは、本貸付申請時に「高等職業訓練修了支援給付金の支給申請書（市町等の修了支援給付金申請窓口の受付印があり、マイナンバーを伏せたもの）」の写しで代用できます。「高等職業訓練修了支援給付金の支給決定通知書」が届き次第、支給決定通知書の写しをご提出下さい。

- ・「高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書」の写し（養成機関在学中にひとり親になり訓練促進給付金の支給を養成機関修了日まで受けたとき等）
  - ・養成機関の発行する卒業・修了証書の写し
  - ・取得した資格を証明する書類（資格登録証の写しまたは、登録済証明書等の写し）
  - ・就職の内定または、決定を証明する書類（内定通知書等の写し）
- ▶ 連帯保証人を立てるときの必要書類は、別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書類チェックリスト」をご参照ください。

## ◆連帯保証人

連帯保証人が原則1名必要です。（生計を一にしない方で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有する方で、原則として県内に住所を有する方。被扶養者、住民税所得割非課税の方は対象外です。申請者が未成年のときの連帯保証人は法定代理人）連帯保証人を立てられない場合でも申請ができます。（有利子）

## ◆申請書類提出先・問い合わせ先

〒514-8552

三重県津市桜橋2丁目131（三重県社会福祉会館2階）

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 三重県生活福祉資金センター ひとり親家庭貸付担当

TEL 059-226-1118（9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

申請書類は Web ページからダウンロードしてご利用いただけます。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付のページは [三重県社協 ひとり親](#) で検索で閲覧できます。